

申請期限が延長されました！

令和5年度業務改善助成金 申請期限のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

この度、一部の申請について、**申請期限を延長**しました。（延長されない申請もございますので、ご注意ください。）

ポイント



～賃金引き上げ計画を立てて申請される方～
申請期限が延長されます！



～賃金引き上げ後に申請される方～
令和6年1月31日で受付終了です。



賃金引き上げ計画
を立てて
申請される方

令和6年1月31日



延長します！

令和6年3月31日

賃金引き上げ後に
申請される方

令和6年1月31日

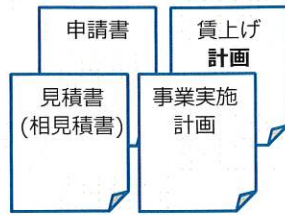


延長はありません。

（お早めの申請をお願いいたします。）

賃金引き上げ計画を立てて申請される方

要綱4条1項
一号アの申請
を行う場合



申請期限が**令和6年3月31日**
に延長されます！

賃金引き上げ後に申請される方

要綱4条1項
一号イの申請
を行う場合



申請期限は**令和6年1月31日**までです。
(お早めの申請をお願いいたします。)

申請に当たっての注意ポイント

令和6年1月31日までに申請される方

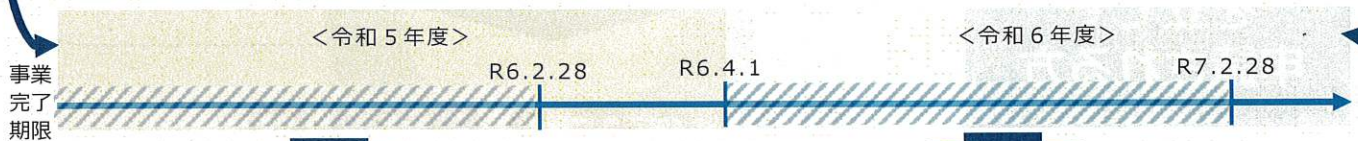
事業完了期限を**令和6年2月28日**までに設定いただきます。

令和6年2月28日までの事業完了が困難な場合
(賃金引き上げ計画を立てて申請される方のみ)

令和6年2月1日以降に申請される方

事業完了期限を**令和6年4月1日**から**令和7年2月28日**までの期間で設定いただきます。

なお、設定いただく事業完了期限によって、ご注意ください点が異なります。



この間に設定いただくと、令和5年度内に交付決定がなされます。この場合、**期日までに事業完了(賃上げ、設備導入、支払いの完了)**がないと**助成金の支払いができません**。

この間に設定いただくと、令和6年4月1日以降に交付決定がなされます(※)。交付決定前(令和6年3月31日まで)に設備導入をすると**助成対象外**となりますので、ご注意ください。

また、令和5年度中に事業完了が見込まれない場合は、**翌年度に再設定いただくこと**がございます。(賃金引き上げ後に申請される方も含みます。)

※ 令和6年度の予算成立等を前提とします。

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です